

## 若桜町監査告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成28年11月21日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成28年11月18日（金）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 産業観光課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - アロイ工業の火事の処理について
  - 「若桜町観光協会と若桜鉄道」及び行政当局（産業観光課）との相互協力の在り方（補助金支給を踏まえたリーダーシップ）について
  - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点 (1) 原因者の負担は適切に行われているか。  
(2) 関係機関との連携及び連絡調整は適切に行われているか。
- 5 監査の結果 (1) 復旧工事に係る負担金の支払いについて、アロイ工業と交渉を進められたい。  
(2) 「若桜町観光協会と若桜鉄道」及び行政当局（産業観光課）の相互協力の在り方については、より連携して取り組むよう努力されたい。

以上